

# 第四十五回 帝國議會 刑事訴訟法案委員中特別調查委員會議錄(速記)第二回

衆議院

大正十一年二月二十二日午前十時十分開議  
出席委員左ノ如シ

委員長

鶴澤 総明君

黒住 成章君

宮古啓三郎君

熊谷 直太君

禱 苗代君

横山勝太郎君

鈴木富士彌君

清瀬 一郎君

出席政府委員左ノ如シ

出席政府委員左ノ如シ

司法次官

山内確三郎君

司法省刑事局長

林 賴三郎君

司法省參事官

秋山高三郎君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

原 夫次郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

刑事訴訟法案

○鶴澤委員長 開會致シマス、昨日ハ第百條デ濟ミマシタカラ、今日ハ第一百一條—一百一條ハ勾引状デスナ

○横山(勝)委員 百一條ニ付テハ質問アリマセヌ

○鶴澤委員長 百二條

○横山(勝)委員 アリマセヌ

○鶴澤委員長 第百三條

○横山(勝)委員 是モアリマセマ

○鶴澤委員長 第百四條、是モナイデセウ、第百五條—

○鶴澤委員長 第百五條ハ陸海軍ノ人ト幾ラカ打合セラシテ、照會ヲシタ

上ノ案デアリマセウカ

○林政府委員 此案ハ陸海軍ノ方へ廻シテ意見ヲ求メ、

他ノ二三ノ點ニ付テ意見ハアリマシタガ、是等ノ點ニ付テハ、

全然意見ハアリマセヌ

○鶴澤委員長 第百六條

○横山(勝)委員 此第百六條ニ付テ、吾々ノ側ノ意見ト

シテ質問致シテ置キタイコトハ、昨日モ矢張類似ノ質問ガ

アツテ、御答辯ガアッタヤウデスガ、此必要アル場合ニ、裁判長

ノ指定シタ場所ニ被告人が出頭シタガ、此場合ニハ勾引

スルコトガ出來ルト云フ規定デアリマスガ、此罰金以下ノ刑

ニ該ルベキ犯罪事件ニ付テハ、此規定ノ適用ガアルヤウニ

思ハレマスガ、左様ナ意味デアリマスカドウカ

○林政府委員 此場合ニハ、禁錮以上ノ刑ニ該ル時ノミ

ト制限スルコトガ出來マイト思ヒマス、是ハ實際上必要ダラ

ウト考ヘテ居リマス

○鶴澤委員長 第百七條—第一百八條—第一百九條—

第一百十條

○横山(勝)委員 此第百十條ハ一寸妙ナ規定デアリマスガ、檢事ハ裁判所ノ同意ヲ得テ他ノ監獄ニ被告ヲ移スト云フコトハ、ドウ云フ必要上カラ出来タ法律デアリマスカ、其立法ノ趣旨ヲ先ゾ承リタイト思ヒマス

○林政府委員 勾留シマシタ被告人ハ、勾留狀ニ指定シテアル監獄ニ拘禁スルコトガ原則ニナツテ居リマス、單ニ上訴シタ場合ニ、所在地ニ監獄ニ送ルト云フコトニナツテ居リマス、處ガ實際上色ニノ關係カラ、其監獄ヘ必ズ置イテ、他ヘ移スクトガ出來ヌト云フコトニナツダナラバ、取調ノ上ニ不便ノ事ガゴザイマス、例ヘバ勾留サレタ人ノ外ノ事件ニ嫌疑ガ起リマストカ、或ハ他人ノ事件ニ付テ、参考ノ爲ニ聽キタ伊ト云フコトガ隨分起ル、サウ云フヤウナ場合ニ、ドウシテモ此勾留狀ニ記載シタ所以外ニ移シテハイカヌト云フコトハ、實際ニ不便デゴザイマス、是ハ全ク實際ノ必要カラ來タモノデアリマス、併ナガラ檢事ガ其意思ノミニ動カスト云フコトニナリマスト、是ハ色ニ疑ヲ起スヤウナ度モアリマスカラ、此場合ニ於テハ、裁判所ノ同意ト云フコトガ必要デアル、斯ウ云フコトニ特ニヤカマシク制限ヲ付ケタ次第デアリマス

○横山(勝)委員 略、了解致シマシタガ、サウスルト事實問題トシテ、例ヲ設ケテ後日ノ疑ノナイヤウニシテ置キタイ

○横山(勝)委員 ト云フヤウナ結果ヲ生ズルグラウト思ヒマス、現ニ生ジタ例

ト云フ方法ニナツテ居リマス、サウ云フコトハ、政府内部ニ於テモ甚ダ手續ガ煩雜デアルノミナラズ、之ガ爲ニ甲ノ裁判所ニ繫屬シテ居ル事件ガ、乙ノ裁判所ノ方ニ使シテ、其方ノ監獄署ヲ被告人ヲ連レテ行カレルト云フヤウナコトガアリマス

ト云フ方法ニナツテ居ル事件ガ、ソレガ爲ニ非常ナ延滞ヲスルト云フヤウナ結果ヲ生ズルグラウト思ヒマス、現ニ生ジタ例

ト云フヤウナ結果ヲ生ズルグラウト思ヒマス、現ニ生ジタ例





箇月以上勾留ヲセラレルト云フト、其不満焉ヨリ大ナルモ  
ノハナノイデアリマス、是マデハ五箇月、一年或ハ二年トナ  
タ場合ニ、屢々吾々所長ノ所ニ行シテ懇談ヲ致シマシテ、早  
ク豫審ノ終結スルヤウニ、裁判ノ進行スルヤウニト云フコト  
ヲ御願ヒ致シタ、所ガ所長ノ言フニハ、御承知ノ通り、此被  
告人ハ勾留シテ何日ト云フ表ガ掲ゲテアリマシテ、常ニ注  
意ヲ致シテ居ルト言ハレマスケレドモガ、果シテドウデアリマス  
カ、人民ノ方カラ見レバ、裁判所ノ内部ノ事ニ瓦ルカラ能ク  
分リマセヌ、殊ニ不安ノ間ニ半年一年勾留セラレルト云フ  
現状デアル、ソレデ其不安モ裁判所ノ側ニ於テ繼續ノ必要  
アリト云フナラバ、是ハ已ムヲ得ヌコトデアリマスガ、然ラバサ  
ウ云フ場合ニハ勾留サレテ居ル被告人トカ、或ハ之ニ關係  
ヲシテ居ル辯護人トカ、サウ云フ者ニ一應意見ヲ述ベサセル  
機會ヲ與ヘテ然ルベキモノト私ハ考ヘル、オ前ハ二箇月勾  
留シタガ、モウ少シ延バス、斯ウ云フコトデアリナラバ、一應  
訴訟關係人ニ其意味ヲ了解サヤルコトガ出來マスルナラバ  
或ハ訴訟關係人ハソレナラバ吾々ニハ斯ウ云フ證據ガアル  
カラ、ソレハ必要ガ無イ、サウ云ウコトデ御延ベニナルナラバ、  
斯ウ云フ關係人ヲ出頭セシメルト云フヤウナ手段ヲ執ルカ  
ラ待テ吳レト云フ譯ズ、訴訟ヲ進行セシメル上ニ於テ、非  
常ナ便宜ニナリ、又訴訟關係人ニ自分ノ意見ヲ述べサセル  
ト云フヤウナ場合モ必要デアラウト思フ、デアリマスカラシテ  
此法文ノ趣意ハ、政府委員ノ辯解ヲ諒シテ吾々ハ贊成  
スルト致シマシテ、其決定ヲナス際ニハ、何等カノ方法ニ依  
テ被告人ガ訴訟關係人ヲシテ之ニ對スル意見ヲ述べサセル、  
サウシテ其意見ヲ斟酌シタ上デ、決定ヲスルト云フ風ニシタ  
方が適當デアラウト考ヘマスルガ、ソレニ對スル御意見ヲ承  
リタイ

○林政府委員 勾留ヲ繼續スルノハ、證據湮滅、或ハ逃  
亡ノ虞ガマダアルト云フヤウナ場合ニ、已ムヲ得ズスルノデア  
リマスカラ、逃亡又ハ證據湮滅ト云フコトニ付テ、被告人ノ  
意見ヲ聽クト云フコトハアリマセヌカラ、必要ガ無イト考ヘ  
マス、ソレカラ此決定ヲスルニ付キマシテハ、決定書ニ勾留ヲ  
繼續スル所ノ理由ヲ十分ニ明示致サナケレバナラヌ、ソレニ  
依シテ如何ナル理由デ勾留ヲ繼續スルト云フコトヲ訴訟關  
係人ハ知ルコトガ出来マスシ、又即時抗告ヲスル、斯ウ云フ  
コトニナッテ居リマス、決定ノ前ニ繼續ノ意見ヲ聽クト云フ  
コトハ必要ハ無イト考ヘマス

○横山(勝)委員 證據湮滅ノ場合ナドハ別デアリマスガ、  
遁亡ノ虞アルト云フヤウナ場合ニハ、例ヘテ見レバ勾留ヲセ  
ラル、場合ニハ此被告ハ逃走ノ虞アルモノト認定サレテ、勾  
留状ヲ發セラレマシテモ、後日調査シテ結果、相當ノ身分ノ  
者デアル、相當閱歴ノアル者デアル、財産モ持シテ居ル、堂々

タル邸宅モ構ヘ居ル、ト云フヤウナ事ヲ、辯護人其他カラ申出タル場合ニハ、尙ホ此繼續ノ必要ガアリト決定スルノハ酷デアル、ドウモ勾留状ヲ發スルト云フヤウナ場合ハ、其事件並ニ事件ニ關係シタ全部ノ取調ヲ了スルト云フコトハ無イノデアリマスカラ、矢張訴訟關係人ヲシテ意見ヲ述ベシムル機會ヲ與ヘルト云フコトハ宜シイト思ヒマスガ、尙ホ斯ニ云フ事實問題ニ付テノ御意見ヲ承リタイ、ソレカラ尙ホ二箇月以上ノ拘禁ヲスル場合ニハ、其決定シタ理由ヲ斯ト云フコトアリマスカ、其根據ヲ法文ニ依テ御示ヲ願ヒタ

○林政府委員 此勾留ノ繼續ハ全クロムヲ得ヌ場合デアリマスカラ、初メ勾留状ヲ發シマシテモ、後ニ其事情ガ無イナラバ、直ニ取消スベキコトガ百十四條ノ規定デアリマス、已ムナク勾留ヲ繼續スルト云フコトハ、此法案ノ行ハレタ後ニ於テハ断ジテアルマイト思ヒマス、殊ニ若シ裁判所ニ於テ十分ニ事情ガ分ラナイトイ云フヤウナ虞ガアル場合ニハ、豫審ニ於テモ辯護人が附伊テ居ルコトデアルカラ、必要ナル處分ノ請求ヲスル権利ガアルノデ、實際ニ於テモ是ダケノ規定ニナリテ居レバ、サウニ云フヤウナ虞ハ萬アルベキコトデハナイト考ヘマス、第一ノ決定ニ理由ヲ附スル根據ハ、何處ニ在ルカト云フヤウナ御尋デアリマスガ、ソレハ四十九條ニ明文ガアリマスシテ「裁判ニハ理由ヲ附スベシ、上訴ヲ許サミル決定又ハ命令ニハ理由ヲ附セサルコトヲ得」斯ウナツテ居リマシテ、百十三條ノ決定ニハ上訴ヲ許スノデアリマスカラ、即チ理由ヲ附スルコトハ法律上必要ナコトニナリマス

○鶴澤委員長 第百四十四条  
○横山(勝)委員 是ハ矢張検事ノ意見ヲ聽ク必要ガアリマスカ

○林政府委員 是ハドウモ實際上アルダラウト思ヒマスノデ、逃走ノ虞アルトキトカ、又ハ證據湮滅ノ虞アル時ハ、無論豫審判事——裁判所ノ方デ分リマスガ、檢事ノ方面デ能ク事情ガ分ルト云フノガ實際ノ事實デアリマス、ソレデ免ニ一角一旦勾留ノ必要ヲ感ジテ、後ニ之ヲ取消ス場合ニハ、全ク證據湮滅ノ虞ノナイ、逃走ノ虞ノナイト云フヤウナ事柄ガドウカトニ云フコトニ付テ、檢事ノ意見ヲ参考ニ聽クト云フコトハ必要カト考ヘマス

○横山(勝)委員 サウニ云フ御意見デスカラ、私ハ百十三條ニ付テア、ニ云フ質問ヲシタノデス、ドウモ勾留ヲ解イテ人民ニ利益ノ爲ニシレヲ釋放スルト云フヤウナ時分ニハ、相手方テ居ル、人民ノ利益ニナル場合ニハ、イツモ其敵方ノ意見ヲ聽ク、拘禁シテ居テ、ソレヲ免スカ免サヌカト云フ事ヲ決定

スル場合ニハ、被告人ノ意見ヲ參酌シナイ殊ニ、檢事ノ意見モ、參酌シナイ、是デハ如何ニモ、權衡ヲ得ナイト思フ、百三十九條ト、百十四條トガ全ク權衡ヲ失スル、サウハ御考ニナリマセヌカ

○林政府委員 ドウモサウ考ヘテ居リマセヌ

○横山(勝)委員 ソレデハ意見ノ相違ハ仕方ガアリマセヌ

○鶴澤委員長 第百十五條

○鈴木委員 妻ノ保釋請求ノ權利ヲ認メナイ趣意ニ、此條文ハ讀メマスガ、是ハ何カ特ニ理由ガオザイマスカ

○林政府委員 其點ヘ前ニモ大分質問ガアリマシタノデスガ、要スルニ此法案ハ何カ婦人ヲ輕蔑スルヤウナ趣意デハナイカト云フヤウナ疑ガアリマスガ、全クサウ云フ意味デハナニ、原則トシテハ婦人デモ男子デモ全ク同ジヤウニ扱フテ居ル、唯立派ナ亭主ガアル、即チ人ノ妻タルモノガ餘り自己ノ意見ヲ、斯ウ云フ事柄ニ關係スルト云コトハ實際上穩當ヲ缺クデアラウト云フノデ、妻ニ權利ヲ與ヘナクトモ、被告人ノ利益ヲ保護スルコトハ十分盡サレテ居ル、是ダケノ考デアリマス

○鈴木委員 夫ノ拘留セラル、場合ナドデモ、家ニハ妻ヨリ外ニ人ガ居ナイト云フ際ニハ、矢張妻ノ請求ノ權利ヲ認メテ置ク方が至當ノヤウニ思ハレマスガ、是ハ別ニ固執スル趣意デハナインデアリマスガ——ソレカラ直系尊屬ト、直系卑屬、是ハ家ニ在ル者ト、家ニ在ラザル者トヲ問ハナイ趣意デアリマスカ

○林政府委員 法文ハ其意味ニナシテ居リマス、家ヲ異ニシテモ、親デアルトカ、子デアルトカ云フヤウナ者ハ、此中ニ這入ルト思ヒマス

○鈴木委員 直係卑屬ト云フ方ハ、大概宜カラウト思ヒマスガ、直系尊屬トナリマスルト、親祖父、曾祖父許リデナク、伯叔父ナドモ含ムコトニナリマセウガ、是ハ無制限ノ文句デ宜イト云フ御考デアリマスカ

○林政府委員 今伯叔父ガ這入ルカト云フ御尋ノヤウデアリマシタガ、ソレハ含マヌ積リデアリマス、民法ト同じ意味デアリマス

○横山(勝)委員 此保釋ヲ許ス理由ニ付テ承リタイ、屢々御説明ニナル通り、拘留ノ理由ガ消滅セル時分ニハ、當然裁判所ガ御許シニナルカラ、保釋ヲ申立テル必要ハナニ、サウスルト保釋ノ理由ト云フモノハ或ハ尊屬親ガ急病デアルトカ、或ハ家事上已ムヲ得ザル事情ガアルトカ云フヤウナ特殊ノ理由ガアル場合ハ、御許シニナルモノト認メマスガ、要スルニ保釋ヲ許ス理由ト云フモノハ、本案ハドノ程度迄認メテ居ルノデアリマスカ、ソレヲ承リタイ

○林政府委員 ドノ程度ト云フコトハ、具體的、コトハ餘

程困難デアリマシテ、實際ノ事情ニ從フト云フヨリ御答ノシヤウハナイト思ヒマスガ、要マルニ條件付デ拘束ヲ解イテモ差支ナイ場合ニハ、保釋ヲ許スコトニナルダラウト思ヒマス○横山(勝)委員 併ナガラ能ク伺ニテ置カナケレバナラニコトハ人ヲ拘禁スル場合ハ法律ニ明文ガアリマシテ、定リタル住所ヲ有セザル場合、罪證ヲ湮滅スル虞アル場合、逃走ヲスル虞アル場合、斯ウ云フヤウナ意味ニ限ラレテ居ルノデアリマスカラ、此三ツノ條件が具備シテ居ル場合ニ於テハ、勾留ヲ御取消ニナラナイダラウト思フ、デアルカラ證據ヲ湮滅スル虞ガアル、又逃亡ニ虞ガアル場合ニ於テ保釋ヲ許サレルコトニ依テ、初テ被告人ノ保釋請求權ト云フモノ、價值ガ判ルノデアリマス、デアルカラ實際ノ事情ニ依ルト仰シャルナラバ、先刻私が舉ゲタヤウナ例ハ、必ズ包含スルモノト解釋セネバナラヌ、詰リ法律上ノ原因ガ有ルカラ勾留サレテ居ルノデアルカラ、ソレガ無ケレバ保釋放スルノガ當前デアル、ソレヲ釋放セヌカラ、被告人カラ保釋ヲ願出ルト云フコトデアルナルバ、勾留ノ原因ハ有ルケレドモ勾留ノ原因以外ニ、獨立シタル他ニ保釋ヲ許スベキ理由ト云フモノガナケレバナラヌ、サウスレバ其保釋ヲ許スベキ理由ト云フモノハ、ドノ程度カト云フコトハ法律ノ明文デ定メテ置クノガ當前デアル、デアルカラ百十五條十六條ニ保釋ヲ許スト云フ場合ハ、凡ソドウ云フ場合デアルカト云フコトハ、抽象的ニ言ヒ得ルダラウト考ヘル

○林政府委員 今御尋ノ如ク勾留ノ原因ガ消滅スレバ、原因ガ消滅シナイ場合ニ生ズルト云フ問題ハ勾留ノト考ヘマス、即チ勾留ノ原因ハ全然消滅シナイケレドモ、實際ノ事情如何ニ依テ、條件附デ拘束ヲ解カナケレバ適當デナイト云フ場合ハ隨分アルト思ヒマス、之ヲ一々法律ニ舉ゲルト云フコトハ困難デアルノミナラズ、法律ニ舉ゲレバ、却テ漏れル場合ガ生ズルト思ヒマス、是ハ矢張法律ノ精神ヲ能ク酌ンデ、ソレニ依テ適當ニ處理シナケレバナラムト考ヘマス、先程御話ガアダヤウナ例ヘバ親ノ不幸ガアダ、葬式ヲ營マナケレバナラスト云フヤウナ場合ハ、假令證憑湮滅ノ虞ガアルトカ、逃走ノ虞ガアルト云フ事ガアシテモ、若シ保釋請求ガアレバ、許スノハ當然デアルト思ヒマス○黒住委員 前ニ鈴木君ノ御問ニナタ事ニ牽連シテ伺ヒタイ、私モ保釋請求權及辯護人選任權ハ、妻ヲ除外シテ居ルト云フコトハ甚ダ不合理デアルト考ヘテ居リマス、質問シヤウト思ヒマシタガ、丁度私ノ不在ニ野副君カラ御問ガアダヤウデスガ、ドウモ新聞ニ依リマシテモ政府委員ノ御説明ガ分ラヌ、是ハ鈴木君ノ言ハレル通り、寧ロ夫ノ被告人ニナタ場合ニハ、全ク辯護人選定及保釋ノ請求ト云フコト

ハ、妻ガ致スノガ最モ多イ、稀ニハ親ノ被告事件ニ付テ子カ骨ヲ折リ、或ハ子ノ爲ニ親ガ骨ヲ折ルト云フコトモアリマスケレドモ、効盛リノ者ノ犯罪ニ付テハ、概ニ最モ苦痛ヲ受ケル者ガ妻デアルニナラズ、實際ニ於テ妻ガ奔走シテ居ル、特ニ「夫」ト云フ文字ニサレタノハ——「配偶者」トシテ置ケバ皆リマスガ、今迄説明シタ以外ニハ全ク理由ハ無イノデアリマス、要スルニ被告人自身ハ出來ルノデアリマスカラ、妻ニ請求權ヲ認メカラト云フテ、全ク保釋ノ請求ガ出來ヌト云フ關係ニハナリマセス、免ニ角立派ナ夫ガテルヤウナ場合、妻タル者ガ一人立テ彼此ズルト云フコトハ、ドウ云フモノニアラウカト云フダケノ考デアリマス、他ニ何モアリマセヌ

○黒住委員 (速記中止)

○黒住委員 ソレニ闇聯シテ、モウ一ツ伺ヒタイ、保釋ノ方ハ弊害ガ起ラスト思ヒマスガ、三十九條ノ辯護人ノ請求ノ方、之ニ對シテ丁度保釋請求ト同ジャウナ資格ノ人ニ許サレテ居リマスガ、時ニ被告人ノ意思ニ反スル場合ガアル、獨立シテ辯護人ヲ選任スルコトヲ得トアリマスカラ、色ニノ事情ニ於キマシテ、被告人ノ欲セザル辯護人ヲ、他ヨリ獨立シテ附ケラレルト云フコトガ間タル、是ハ被告人ノ意思ニ反スルコトヲ得ズトカ云フヤウナ規定ノ必要ハアリマセヌカ

○林政府委員 辯護人ヲ選任シテ貰テ、被告人ガ迷惑スルト云フヤウナコトハ實ハ頭ニ無カタノデアリマス、辯護人ハ被告人ノ利益ノ爲ニ訴訟行爲ヲスルノデスカラ……

○鶴澤委員長 第百十六條 ○鈴木委員 此保證金額アリマス、保證金額ハ從來ノ統計ニ依リマスト、凡ソドノ位ノ金額ニナシテ居リマスカ、分リマセヌカ

○林政府委員 ソレハ統計ガ取テアリマセス

○鈴木委員 一人ニ付テドノ位ノ平均金額ニナシテ居リマスカ

○横山(勝)委員 吾々ノ考ニ依リマスルト從來保釋ニ付テ住所ノ制限ヲ受ケタ者ハアタガ、ソレガ爲ニ九州ニ行ヅテ歸ラレナカタトカ、北海道ニ行ヅテ歸ラレナカタトカ云フ者デアリマセス、餘程保釋ヲ許サレタ場合ニハ被告人ガ注意シテ居リマス、此住所ノ問題デ困ツタノハ支那人デ横濱ノ裁判所デ支那人ニ之ヲ許スト、保證金ヲ取テ居ルガ、保證金ヲ拋棄シテ逃ゲル例ニナシテ居ル、裁判所モソレヲ見込ンデ、過大手保證金ヲ取テ居ルヤウニ見エマス、是ハ支那人ドニ對シテハ、或ハ彼奴ヲ放シテハイカヌト云フノデ、制限ヲ設クル必要ガアルカモ知レヌガ、免ニ角裁判所ガ保證ヲ許ス條件ノ存在シテ居ル場合ニ、東京ノ人ガ京都ニ行クヤイカヌトカ云フヤウナ制限ヲ設ケテ、葬式ガアテモ、婚禮ガアテモ、重大ナ事ガ起テモ、ドウモ住所ヲ制限セラレテ、動クコトガ出來ヌト云フヤウナ規定ヲ設クルト云フコトハ、憲法ガ住所ノ自由ヲ保障シテ居ルト云フ根本法規ニ照ラシテ見テモ、拘ニ非文明ナ、或ル意味ニ於テハ、舊思想ニ基シク制限デナサイカト思フノアリマスルカラシテ、斯ウ云フ事ハ甚ダ宜シクナイ事デアルト思フ、實際上ニ於テ住所ヲ制限スル必要ハ無イ、ソレヨリモ私ハ茲ニ特別ノ考慮ヲ煩シタイ點ハ、

保釋申ノ者ガ甚ダ不謹慎ナル言動ヲ爲ス場合ヲドウサレル  
カ、證據・湮滅ヲスルノデモ、逃亡スルノデモナイ、即チ勾留  
スペキ事情モ無イノデアルカラシテ、之ヲ保釋ヲ取消スニモ  
當ラナイガ、併ナガラ極メテ不謹慎ナ事ヲスル場合ガアル、資  
産ヲ有シテ居ル者ハ、出獄祝ト稱シテ保釋ノ場合ニ、親族  
故舊ヲ集メテ大ナル宴會ヲヤル、洵ニドウモ不謹慎ナ事デ、  
保釋ノ身ヲ以テ遊里其他ニ流連荒亡シテ居ル、斯ウ云フ  
事ハ制限スル必要ガアルト思フ、ソレカラ此政治運動、是ハ  
現ニ實例ガ屢アリマスデ、名前デモ何モモ舉グロト仰シヤレ  
バ舉ゲマスガ、ドウモ保釋デ出テ居ツテ、サウシテ威張ブ公衆  
ノ前ニ出テ自ラ候補者ニナラヌデモ、他ノ候補者ヲ擁立シ、  
又反對運動ヲヤシテ居ルト云フコトハ殊ニ東京市内ニ多イ、  
現ニ今ヤッテ居ル者モアル、斯ウ云フ事ハ私ハ寧口制限シタ  
方ガ宜クハナイカト考ヘル、住所ヲ制限スル必要ガアルナラ  
バ、サウ云フ事ニハ御考ガアリマセヌカドウカ、ソレヲ承リタ  
イ、何デモ舊イ取締法規トカ何トカ云フモノニ、公衆ノ前ニ  
出チヤ行カストカ云フ訓示的規定ガアルト承ツテ居リマスガ  
ソレノ如ラナイ事デアリマスカラ…

○林政府委員 其點ハ私ハ全ク違フ考ヲ持ツテ居リマスノ  
デ、勾留ト云フコトハ證據湮滅、逃走ノ虞ノアル場合ハ、已  
ムヲ得ザル處置トシテ行フノデアリマシテ、其必要ノ限度ヲ  
超エテ、自由ヲ拘束スルト云フコトハ宜シクナイト思ヒマス、  
サウ云フ必要サヘ無ケレバ、假令被告人デアッタ所ガ、其以  
外ニ自由行動ヲ妨ゲラレルコトハナイ、犯罪ニ付テ責任ヲ  
負フ以外ニ拘束ヲ受ケル必要ハ無イ、ソレ故ニ保釋ヲ許シ  
タ場合ニ於テ、證據湮滅逃走ト云フヤウナ事ニ關係ノナイ  
事柄デアルナラハ、ソレハ多少酒ヲ飲ンデ居ルトカ、其外  
ノ事ヲスルトカ云フヤウナコトガアリマシテモ、ソレハ勾留トカ  
保釋トカ云フコトニ關係ガ無イ、別個ノ事柄デアル、サウ云  
フ事ヲ禁止ズルト云フコトハ、如何デアラ  
ウカト思ヒマス、住居ノ制限ト云フコトハ、證據湮滅、逃走  
ノ虞ト云フコトガ全然無イノデナイ、保釋ノ場合ニソレガ有  
ルノデアリマス、ソレデ之ヲ住居ヲ制限シテ、サウ云フ事ノ無  
イヤウニ注意シナケレバナラスコトハ當然アリマス、外ノ點  
迄モ制限スルト云フコトハ、餘程考モノデアルト思ヒマス  
○横山(勝)委員 然ラバ政治運動等モ致シテモ差支ナイ  
場所ニ於テ、自分ハ斯ウ云フ被告事件デ起訴サレテ居ルケ  
レドモ斯ウ云フ事情ガアルト云フコトヲ堂々ト演説ヲシテ、  
シタト云フ者ガ保釋デ出タ場合ニ、或ハ公開演説、公開ノ  
コトモ毫モ制限スル必要ガ無イト云フノデアリマスカ

○林政府委員 シレハ少クトモ本條ニ關係ノ無イ事柄デ  
アリマス

○黒住委員 保釋中ノ被告ノ住所制限ガ、法典調査會  
ノ案ニ無カッタノデアリマスガ、特ニ此原案ニ出ルヤウニナリ  
マシタ動機ハ何デアリマセウカ、何カ特段ナ理由ガアリマス  
カ

○林政府委員 是ハ實際ノ必要カラ設ケルコトニナリマシ  
タ、此案ニ於キマシテ成ルダケ拘禁ヲシナイ、又拘禁ヲシ  
テモ成ルダケ之ヲ解ク、斯ウ云フ趣意カラ來テ居リマス、ソレ  
デ保釋ノ許可ヲスル決定ハ、證據湮滅逃走ノ虞ガアルト云  
フ場合ニモ許サレルノデアリマスカラ、何處ヘ行シテモ構ハヌ  
ト云フコトニナッテハ、逃走シマシタリ、或ハ證據湮滅ヲシテ  
モ、之ヲ知ルコトガ出來ヌコトニナリマスト、實際上困リマス  
實例ニ於テモ保釋ヲ許サレタ爲ニ何處ヘ行シタカ分ラス、呼  
出シテモ出テ來ヌト云フコトガ隨分アリマス、是ハ實際的ニ  
考ヘテ、斯ウ云フ事が必要デアラウト云フ意見ガ多數デ、特  
ニ設ケルコトニナリマシタ次第デアリマス

○秋山政府委員 理由書ニモ其事ヲ書キマシタガ、保釋ヲ  
許ス方面カラ、成ベク許ス場合ヲ多クシタイト云フノデアリ  
マス、保證金ヲ取シテ許ス、マダソレモ擔保ガ足リナイ、ソレ  
ニ御認メニナラヌノデアリマスカ

○林政府委員 住所制限ヲサレタ場合ニ已ムナキ事情デ旅  
行ヲシタキニハ、特ニ許可ヲスルトカ、何トカ云フコトガ別  
ニ御認メニナラヌノデアリマス

○鶴澤委員長 第百十七條—第一百十八條—第一百十九條  
○林政府委員 別ニ此法文ニハサウ云フ規定ハシテアリ  
マセヌカ、併シ住居制限ニ關シテ、狭イ所ニ制限スルニ限り  
ニ御認メニナラヌノデアリマスカ

○黒住委員 住所制限ヲサレタ場合ニ已ムナキ事情デ旅  
行ヲシタキニハ、特ニ許可ヲスルトカ、何トカ云フコトガ別  
ニ御認メニナラヌノデアリマスカ

○林政府委員 別ニ此法文ニハサウ云フ規定ハシテアリ  
マセヌカ、併シ住居制限ニ關シテ、狭イ所ニ制限スルニ限り  
ニ御認メニナラヌノデアリマスカ

○鶴澤委員長 第百十七條—第一百十八條—第一百十九條  
○林政府委員 隨分此本案ヲ見マスルト餘程人權ヲ尊重  
サレ、人民側ニ重キヲ置カレタ規定ガ所々ニ見エルノデアリ  
マス、ソレデ此十九條ニ依リマスト、裁判所ハ檢事ノ意見ヲ  
聽キ、何時ニテモ決定ヲ以テ保釋ヲ取消スコトヲ得ルト云  
フコトガアリマスガ、茲ニ斯ウ云フ場合ニ限テ、取消スト云  
フコトヲ限定サル、必要ガアリマセヌカ、無論御趣旨ハ證據  
尊重スルト云フ本案ノ立法ノ精神ニ照ラシ、又數日來屢々  
申ダマスル、天下到ル處デ人權蹂躪ノ聲ガ起ルノハ、檢事  
事並ニ裁判所等ガ努力ヲ致シマスレバ、結果ニ於テ同一ノ  
事ヲ爲シ得ルコトガ出來ル、デアリマス、司法當局ハ人權ヲ  
ハドウシテモ之ヲ承認スル譯ニハ行カヌ故ニ、吾々ハ此規定  
居ル、ソレデ司法當局ノ御意見ノアルコトハ屢々承テ居リ  
マスカラ、多クノ意見ヲ承ル必要ハアリマセヌガ、吾々ハ此檢  
事若クバ司法警察官が被告人ヲ勾引スルト云フヤウナコト  
ハドウシテモ之ヲ承認スル譯ニハ行カヌ故ニ、吾々ハ此規定  
全部ヲ削テ毫モ差支ガナイ、斯ノ如キ場合ニハ、少シク檢  
事並ニ裁判所等ガ努力ヲ致シマスレバ、結果ニ於テ同一ノ  
事ヲ爲シ得ルコトガ出來ル、デアリマス、司法當局ハ人權ヲ  
尊重スルト云フ本案ノ立法ノ精神ニ照ラシ、又數日來屢々  
申ダマスル、天下到ル處デ人權蹂躪ノ聲ガ起ルノハ、檢事  
事並ニ司法警察官が偉大ナル權力ヲ有シ、若クハ權力ヲ濫  
用スルコトヲ依ツテ、起ルモノノデアルト云フコトノ前例ニ鑑ミ  
マシテモ、全然削除ニ同意セラレタイト思フノデアリマスガ、  
モウ意見トシテ陳述スル事ガ無イト致シマスレバソレデ宜シ  
イ、此事ヲ申シテ置キマス

○林政府委員 百二十三條ニ付テ、特ニ申上げテ置キタ  
イト思ヒマスガ、人權ヲ尊重スル趣意カラ、本案ハ幾多ノ規  
定ヲ設ケテ、人權蹂躪ノ聲ト云フモノハ、本案實施ノ曉ニ於  
テハ全然跡ヲ絶タク、斯ウ云フコトヲ考慮シテ居リマス、ソ  
レデ檢事及司法警察官ニ致シマシテモ、其職務ヲ執ル上ニ  
定ヲ設ケテ、人權蹂躪ノ聲ト云フモノハ、或程度ニ法律ニ於  
テ實際上必要ノ有ル事柄デアルノニ法律ニ於テ與ヘテナ  
イト云フト、殊ニ人權蹂躪問題ガ起ル、現行法ハ殊ニ不完  
全ノ點ガ多イノデアリマス、ソレデ人權蹂躪問題ト云フモノ  
ニ、屢々起ル機會ガ生シタモノト思ヒマス、矢張必要ナ事柄

○鶴澤委員長 全ク其通りアリマス

○鶴澤委員長 百二十二條—第一百二十三條  
○横山(勝)委員 百二十三條モ亦屢々問題トモナリマシ  
タシ、又昨日モ之ニ關聯シテ意見ノ一端ヲ述べテ置キマシ  
タガ、要スル二百一十三條ハ住所ガ無イトカ、犯罪人ガ其  
場所ニ居ラヌ、色々ナ事情ヲ此處ニ舉ゲテ、其特殊ナ場合  
ニ於キマシテハ、檢事ガ勾引状ヲ發シテ勾引ヲスルコトガ出  
來ル、ソレカラ又他ノ檢事他ノ司法警察官ニ囑託スルコト  
モ出來ル、ソレカラ第二項ニ於テハ、司法警察官ハ自ラ勾  
引状ヲ發シ、又他ノ司法警察官ニ命令スルコトガ出來ルト  
云フコトニアリマシテ、要スルニ檢事ト司法警察官ニ對シテ重  
大ナル權利ヲ認メラレテ、裁判所若クバ、判事ニ勾引ノ權利  
ヲ附與シタト云フコトハ、特色ニアリマスルト同時ニ、人民ノ  
人權ノ側カラ見マスレバ、非常ニ重大ノ事項デアルト考ヘテ  
居ル、ソレデ司法當局ノ御意見ノアルコトハ屢々承テ居リ  
マスカラ、多クノ意見ヲ承ル必要ハアリマセヌガ、吾々ハ此檢  
事若クバ司法警察官が被告人ヲ勾引スルト云フヤウナコト  
ハドウシテモ之ヲ承認スル譯ニハ行カヌ故ニ、吾々ハ此規定  
全部ヲ削テ毫モ差支ガナイ、斯ノ如キ場合ニハ、少シク檢  
事並ニ裁判所等ガ努力ヲ致シマスレバ、結果ニ於テ同一ノ  
事ヲ爲シ得ルコトガ出來ル、デアリマス、司法當局ハ人權ヲ  
尊重スルト云フ本案ノ立法ノ精神ニ照ラシ、又數日來屢々  
申ダマスル、天下到ル處デ人權蹂躪ノ聲ガ起ルノハ、檢事  
事並ニ司法警察官が偉大ナル權力ヲ有シ、若クハ權力ヲ濫  
用スルコトヲ依ツテ、起ルモノノデアルト云フコトノ前例ニ鑑ミ  
マシテモ、全然削除ニ同意セラレタイト思フノデアリマスガ、  
モウ意見トシテ陳述スル事ガ無イト致シマスレバソレデ宜シ  
イ、此事ヲ申シテ置キマス

○林政府委員 是ハ別段書キマセヌデモ、保釋ニ關スル全  
體ノ規定ニ於テ、殊ニ本案ノ人權ヲ尊重スル趣意ノ上カラ  
申シマシテ明白デ、別段書ク必要ガ無カラウト考ヘテ居リ  
マス

○鶴澤委員長 第百二十條—第一百二十一條

ヒマス、本案ハ其精神カラ、法文ニ必要ナル事柄ハドレダケ  
ハ出來ルト云フ事ヲ明ニシテ、此範圍ヲ一步ヲ越エテモスル  
コトヲ許サナイ、斯ウ云フ精神ヲ明白ニ致シマシタ、ソレデ無  
論勾引ナドト云フ事ハ大切ナ事デアリマスカラ、ソレガ爲ニ  
色々ノ規定ヲ設ケテアルノデアリマスガ刑事ノ關係ニ於テハ  
勾引サレル者ノ方面ニミヲ専ラ見ルト云フ事ガ、イカヌト云  
フコトハ疑ナイ、犯罪ヲ檢舉スルコトガ一般社會ノ公安ヲ  
保テ、各人ノ利益ヲ保護サレルノデアリマス、若シ惡イ犯罪  
人ヲ逸スルコトニナルト、要スルニ世間一般ノ者ノ人權ヲ尊  
重シナイトニナル、詰リ公益ト一個人ノ利益トノ調和ト  
云フコトガムゾカシイノデ、ソレデ餘程苦心シテ居ルノデアリ  
マス、此百二十三條ハ非常ニ制限シテアル規定デアリマシテ、  
現ニ起訴スベキ事態ガアル、サウシテ起訴ノ上ハ判事が勾引  
状ヲ出スベキ事情ガアル、サウ云フ場合デハアルケレドモ、急  
速ノ事情ガアル爲ニ起訴ヲシテ、ソレカラ判事が勾引状  
ヲ出スト云フ手續ヲ執テ居ルト云フト、被告人ノ所在ガ分  
ラナクナルト云フヤウナコトデ、全ク目的ヲ達スルコトが出來  
ナイ、斯ウ云フセウナ場合ニ限テ居ル、ソレデアリマスカラ實  
際ノ事情ニ鑑ミマシテ、法文ニ示シテアル場合、並ニ法律ニ  
定メラレタ所ノ條件ノ下ニ勾引状ヲ出スト云フコトナラバ、  
決シテ不穩當ナコトハアルマイト思ヒマス、サウ致シマセヌト  
實際上ハ却テ不都合ナ事が起リマス、明白ナル犯罪人ノ所  
在ナドガ分ラナクナル、一般人ガ不安ヲ懷クト云フヤウナコ  
トガ隨分起ルダラウト思ヒマス、是ハ當局ニ於テ輕々ニ無論  
置イタ條文デアリマセヌ、熟慮ニ熟慮ヲ重ネマシタ結果、是  
ダケノ條文ノ下ニ、ドウシテモ是ダケノ權限ヲ與ヘナケレバ  
ナラヌト云フ考ニア立案致シマシタ次第デアリマス、其趣意ダ  
ケハ十分御諒解ヲ戴キタイト思ヒマス

レ迄デアル、ソレカラ「現行犯人其ノ場所ニ在フサルトキ」是ハ何ヲ御考ニナッタノカ知ラヌケレドモ、人殺ヲシタ、放火ヲシタ、サウ云フ者ハ既ニ其處ニ居ナイ、誰デモ犯罪ヲスレバ直ニ逃ゲル、サウ云フ時分ニハ、現行處分ニ鬪スル嚴重ナ規定ガアル、ソレカラ共犯ヲ發見シタト云フ場合ハ、是ハ證據ハ明瞭デアツテ、何モサウ大シテ急ガナイ、ソレカラ既決ノ因人ガ逃走シタトキ、是ハ殆ド無キ場合ニアリマスカ、斯ウ云フ場合ヲ想像スルナラバ、法律ノ明文ハ殆ド要フナイ、ソレカラ死體ノ檢證三因ノア犯人ヲ發見シタ場合、是ハ初耳ニアリマスカ、斯ウ云フコトデ何十年ノ間一過カニ起ルト云フヤウナ——何時起ラントモ云ヘマセヌケレドモ、斯ウ云フ特殊ノ場合ニ付テ原則的ノ法律ヲ拘ヘテ、サウシヤ司法警察官が人ヲ逮捕スルコトが出來ルト云フコトハ、最モ不當アルト思フ、ソレカラ強窃盜ノ場合ニ付テハ屢々御詰ガアリマシテ、是ハ一部諒トセヌコトハアリマセヌケレドモ、是モ他ノ規定ニ依シテ補フコトが出來ル、要スルニ此裁判主義ヲ認メテ、檢事主義ト云フモノヲ特立スルノガ本案ノ主義デアルソレハ主義ダケハ確定シテ居テモ至ラヌ所ガアル、此權限ヲボツツ持テ來ル、原則ト規定ガ全ク轉倒シテ居ル、一警官スレバ斯ウ云フ事ハ總テ裁判所、若ハ判事ノ職責ニ屬スル事者ガ多クノ場合ニハ檢事ト巡查ガ何デモ出來ル事ニナル、是ハ立法技術ノ上ニ於テ檢事制度ヲ擴張シ、司法警察官ニ於テ權力ヲ擴張スルト云フコトヲ、陰微ノ間ニ方々ニバラバラ散ラバシテ置イテ、人ノ目ヲ引カヌ様ニシテ、此訴訟當事者ノ一方ノ権利ヲ擴張シタト云フコトハ、技術ノ上ニ於テ非常ニ巧ミデアルト云フコトハ敬意ヲ表シマス、敬意ヲ表シマスケレドモ、之ガ爲ニ到ル處デ、小サナ規定ヲ澤山設ケテ、サウシテ原則ヲ端カラ打毀シテ行クト云フ此態度ニハ感心シナイデ、檢事及司法警察官ニ斯ノ如キ威大ナル權力ヲ與ヘテハ、弊害ガアルト云フコトハ昨日モ申シマシタ通り司法當局ハ能ク御覽デアル、本日私ハ此點ニ關スル議論ヲ他ノガ論ゼラレテ居ル事ニアリマス、ソレハ現ニ相當ノ雜誌ニ論議論ハ此條文ニ適合スル議論ト申スノデハアリマセヌ、要スル意見ヲ御紹介申シテ置キタイ、吾々獨リ人權問題ヲ彼此言フノデハナイ、ソレハ只今大審院判事ノル、横田博士ガ論ゼラレテ居ル事ニアリマス、ソレハ現ニ相當ノ雜誌ニ論文トシテ載テ居ルカラ、是ハ言ハナイデモ御讀ミニナタラウド思ヒマスガ、其一端ダケ速記ニ御留メテ願フノ意味ヲ以テ讀ンデ置キマス、成ベク簡単ニ申上ゲテ置キマス、必ズシヨウ言、其等ニ觸レル法制界ノ權威、横田博士ノ御議論ガアリマスカラ、之ヲ申上ゲテ、吾々が謂レナカスクサウ云フ規定ヲ非難

スルモノノデナイト云コトヲ御含マ頤テ置ヤタイ、而シテ後ニ起ル修正意見削除意見ニ對スル御資料ニ供シタイト思ヒマス横田博士ハ司法警察官檢事等ノ捜査處分ニ關聯スル人權問題ニ關シテ、次ノ如ク言テ居ラレル「我國ニ於ケル捜査處分ナルモノハ果シア何等ノ強制手段ヲ用キズシテ公明正大ニ行ハレテ居ルカト云フコトヲ考ヘテ見ル下私ハ此問題ヲ肯定スルニ躊躇スルノデアル司法警察官トシテノ警部其補助機關トシテノ巡査ノ捜査處分ニ往々人權ヲ無視シテ刑事訴訟法ノ精神ニ悖戾スルノ非難ハ吾々ハ裁判所ノ内外ニ於テ屢々耳ニスル所ニアズ或ハ濫リニ嫌疑者ヲ引致シテ或ハ嫌疑者關係人ニ對シア威カノ用ヰ其供述ヲ徵スル爲メニ威嚇又ハ詐術ヲ用ヰ甚シキニ至テハ道路妨害或ハ浮浪罪其他ノ犯罪ノ名ノ下ニ拘束シ勾留シ其自由ヲ強要シ供述ヲ強ヒ或ハ被告人ノ殴打拘縛シテ創傷ヲ負ハシメ昔時ノ拷問ニ等シキ所爲ス敢アスル非難ヲ新聞紙上ニ之ノ見ルコトガアル法廷ニ於ケル辯護人ノ辯論被告人ノ辯解中ニ之ヲ聽クコトガアル其他斯ウ云フ事が將來ニ於ケル談話中ニ殘ルコトノアルハ是ハ果シア眞實アラウカ私ハ警部巡查ノ捜査處分ニ付フ既ニ斯ノ如キ非違ガ行ハレテ居ルトハ決シテ信スルコトガ出來ナイ併ナガラ時ト場合ニ依アハ屢々行ハレルコトハ争フベカガザル事實ダアシテ到底口舌ノ以ア之ヲ打消スコトハ出來ナイノデアル」斯ワ云フ事ノ斷言シテ店舗ルノアアル即チ横田博士ハ辯護人ノ辯論、被告人ノ辯解等ニ於テ、聽ク言葉ハ悉ク信セヌケレドモ、屢々行ハレルト云フコトハ争ハナイ、一片ノ口舌ノ以テ之ヲ打消スコトハ出來ナイト云フコトヲ前提トシテ、尙ホ縷々數方言今日ノ刑事制度並ニ司法警察官ノ權力ニ關係スル問題ニ付テ御述ニナシテ居リマス、是ハ我々人民側ノ人々言フノデヤナイ、多年裁判官トシテ令名アリ、世故ニ通シテ居ラレル法學博士ノ學位ヲ持テ居ラレル横田博士ガ、民間ノ聲ニ耳ヲ傾ケテ、之ヲ憂慮セフレテ、第一二五回刑制研究會ノ席席デ之ヲ御公表ニナシテ居ル、而シテ是ハ雑誌ニモ掲載サレテ居ルノデアツテ、今日司法當局ガ如何ニ檢事ノ御信用ニナシテモ、第一最近ノ例アアルガ、京都ノ事件ノ如キ如何トモスルコトガ出來ナイ、而シア又司法警察官ノ人權蹂躪ノ事實ニ至テハ、何トモ辯解ノ辭ガナイト思フ、又茨城縣ノ人權蹂躪ノ如キハ既ニ地方法院ノ問題トナシテ、刑罰ニ處セラレタ例ガアル、尚又此數日後證據ノ形式ヲ備ヘテ、當局ニ質問スル筈アリマスガ聞ク所ニ依レバ、何デモ警察官ハ既ニ有罪ノ宣告ヲ受ケタト云フコトデアリマスガ、其宣告ハマダ見マセカ、人權蹂躪ノ事實ノアタコトハ耳ニシテ居リマス、其事實ハ今取調ヲ致シテ居ル斯ノ如キ傾向ノアル今日、斯ウ云フ吾々ノ側カラ見レバ、包括的ナ規定

司法當局ニ言ハスレバ極メテ制限セラル、場合ノミニ行ハレル規定ゾアッテ、是ガ類似ノ規定方所々方々ニアル、集メテ見ヘ一檢事ト司法警察官ノ權利ハ非常ニ擴張セラル、コトニナル、是ガ本案ノ特色デアルト同時ニ、今日法律ニ於テ斯ノ如キ規定ヲ設ケテ居ルト云フコトデアレバ、必ズ司法警察官ノ如キハ、喜ンデ人權踩躡ノ非違ヲ敢テスルニ至ル弊風ヲ助長スルノ傾カアルトハ考ヘル、斯ノ如キハ本案立法ノ根本義ニ照シテ私ハ不當デアルト考ヘル、司法當局ノ御考慮ヲ煩シタイ、此條文ノミデハアリマセヌ、之ニ類スル全部ノ條文ニ付テ御考慮ヲ煩シタイ、斯ウ云フ考ヲ持テ居リマス、吾々ハ徒ニ政府當局ヲ非難攻撃スルモノハナリ、刑制界司法部内デ、最モ尊敬スベキ大家ノ實驗談ヨリ鑑ミテスルノデアッテ、吾々ノ非難攻撃ハ必シモ根據ノ無イモノハナイト云フコトヲ申上ゲテ、而シテ更ニ一層進ンデ司法當局ノ御考慮ヲ煩スノアリマス。

○林政府委員 只今ノ御演説ニ付テ、一言御話致シテ置

キタイト思ヒマスガ、此法案ハ之ヲ通讀シテ明カダアリ、又

屢々私が申上ダテ居リマスル通り、人權尊重ト云フコトニ付

テハ、非常ニ重キヲ置キテ立案サレタノアリマシテ、檢事、司

法警察官ノ權限ヲ擴張シテ、人權ヲ蔑視スルト云フコトハ

毛頭ナイ、唯ダ原則トシテ或場合ニ之ニ對シテ實際ノ必要

上多少ノ例外ヲ設ケルト云フコトハ、ドノ法律デモサウデア

ルガ、此手續法ナド殊ニサウデアルト考ヘマス、ソコデ先程モ

申ス通り、舊イ時代ニ於テハ多少檢事司法警察官ノ行動

ガ、穩當デナイト云フコトハ、絶無デハナイト考ヘマスガ、併シ

今横田君ノ說ト云フモノハ何時頃ノ事ヲ言ハレタモノカ近

來サウ云フ、非難ガ常ニアルト云フコトハ、司法當局ハ信ジナ

イ、アルベカラザル事ト思ヒマスガ、併ナガラサウ云フ事ガアレ

バ、大事デアリマスカラ、此法案ニ於テハ總て公明正大ニ、法

律ノ規定ニ則テヤラセル法律ノ規定デナケレバ、絕對イカ

ス、斯ウ云フ趣意ヲ明ニスルト云フコトヲ原則ト致シテ、立法

シ來ッタノデアル、ソコデ檢事司法警察官ニモ或ル限定サレ

タ場合ニ於テ、一定ノ力ヲ法律ニ依テ與ヘルト云フコトガ、

却テ人權踩躡ト云フコトヲ避ケル途デアル、斯ウ云フ考カ

ラ出來テ居リマス、ソレデアリマスカラ、其等ノ點ニ付テ誤解

ナカラシコトヲ望ミマス、サウ云フ點ニ付テ誤解ガアッテ判斷

サレテハ非常ニ迷惑シマス、特ニ此點ヲ明ニシテ置キマス

○横山(勝)委員 只今ノ御答辯ノ意味ハ諒解シテ居リマ

スガ、議論ニハ賛成シナイ、私ノ申シタ事ハ百二十四條ニモ

關聯シテ居リマス

○宮古委員 只今ノ件デ一寸申上ダマス、百二十三條ノ

第二項ノ「司法警察官ハ前項ノ各號ノ場合ニ於テ勾引狀ヲ

發シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコト

ト：

○林政府委員 格別エライ違ハアルトハ考ヘマセヌガ、矢

張即時ノ方が多少程度ガ違フノデアルト考ヘマス

○鶴澤委員長 八十五條ニ召喚ニ因テ速ニ之ヲ訊問ス

○鶴澤委員 是等ノ事實ニ付テ申上ダテ政府ノ御考置ヲ

願ヒタイト思ヒマスガ、司法警察官が訊問ヲナス場合ニ、警

察吏ヲ立會セルト云フ今日マデノヤリ方トシテハ、實際ハ却

テ得トナシ居リマスガ、此前項各號ノ場合ハ第一號カラ

六號マデノ場合アリマスカ、第一項ノ「左ノ場合ニ於テ急

速ヲ要シ判事ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキ」ト云フノ

モ、矢張リ之ニ拘ハルノデスカ、或ハ之ニ拘ラズ、警察官ハ一

カラ六マデノ間ノ事柄ガアリマスベ、直ニ勾引狀ヲ發フルコ

トガ出來ルト云フ事ニナツテ居ルノデアルカト云フコトヲ一ツ

ト、ソレカラモウ一ソハ此條文ハ今横山君カラモ述ベラレタ

通り、大分法曹社界ノ問題トナツテ、之ヲ除クト云フ差支

ダアルト云フ政府委員ノ御意見アリケレドモ、現行法ハ不

完全デアルカラ、此様ニ改正スルコトガ必要デアル、之ヲ除

キマシテ不都合ナ場合ハ、ドウ云フ場合ニ於キマシテ是ハ困

ルコトニ相成ルノアリマスカ、此點ヲ御伺致シマス

○林政府委員 前段ノ御尋ニ付テハ、第一項ノ全部ガ適

用ニナルノアリマシテ、無論急速ヲ要シテ勾引ヲ求メルコト

ガ出來ナイ場合デアル、是ハモウ疑ナイ事アリマス、ソレカ

ラ後段ノ御尋アリマスカ、斯ウ云フ場合ニスウ云フ條件ノ

アリトキニ於テ、臨機ノ處置ヲ認メマセヌト云フト、犯罪人

ヲ逸シテ、サウシテ社會ノ良民ガ非常ニ不安ニ陥ルト云フコ

トガアルダラウト思フ、何レモ列舉シタル場合ト云フノハサ

ウ云フ特殊ノ必要ノアル場合アリマス、通常ニ場合デナ

ノアリマス、此規定ガアル爲ニ非常ニ不都合ノ起ルヤウナ

コトハ、ドウモ此規定トハ離レテ居ルコトデアラウト私ハ考ヘ

マス

○林政府委員 判事ノ勾引狀ヲ求ムルト云フコトガ至急ニ

出來ナイ場合ガ、ソシナニ澤山數ガアルモノデセウカ、大抵ノ

場合ハ矢張何カ事ガアレバ、直様判事ニ電話ナリ何ナリ發

シテ、早速勾引狀ヲ求メテ、其處分ヲスルヤウナコトニ出來

ナイモノデセウカ

○林政府委員 無論サウ云フ事ノ出來ル場合ガ多イノデ

アリマシテ、出來ル場合ニハ普通ノ手續ニ依ルノハ勿論デア

リマスガ、實際上サウ出來ヌコトガアリマス、サウ云フヤウナ

場合ニ百二十三條ガ適用ニナル、百二十三條ノ適用ハ餘

程是ハ限定サレテ居ル、實際上ニ於テハ頻繁ニナツテハナラ

ヌ

○鈴木委員 サウスルト此第百三十九條ハ、矢張現行犯

ノ場合ニミツ云フノデアリマスカ

○林政府委員 主トシテ現行犯ノ場合ニ關係スルコトデ

アリマス、一般ノ場合ニハ當嵌リマセヌ

○鈴木委員 サウシマスルト云フト、此點ハ禱君カラモ質問

ガアッタヤウニ承テ居リマシタガ、司法警察官ノ作成シタル

聽取書ハ、矢張此場合ニハ證據ニナル譯デスカ

○林政府委員 百三十九條ハ訊問ノ場合デアリマシテ普

通ノ搜查ノ場合ノ聽取ハ之ニハ這入シテ居リマセヌ、是ハ訊

問權ヲ法律ガ與ヘタ場合ノ規定デアリマス、一般ノ場合ハ

之ニ當リマス訊問權ガ無イノアリマス

○宮古委員 是等ノ事實ニ付テ申上ダテ政府ノ御考置ヲ

願ヒタイト思ヒマスカ、司法警察官が訊問ヲナス場合ニ、警

察吏ヲ立會セルト云フ今日マデノヤリ方トシテハ、實際ハ却

テシトアルガ、サウスルト即時ノ方ガ少シ早イソレカラ

其次ニ第百二十九條第百三十條、第百三十一條、第百

三十二條アリマセスカ——第十一章被告人訊問、第百

三條、第百三十四條、第百三十五條、第百三十六條、第百

三十七條、第百三十八條、第百三十九條

○宮古委員 第三十九條デ但書ガ「司法警察官訊問ヲ

爲ス場合ニ於テハ司法警察官吏ヲシテ立會ハシムヘシ」詰

リ巡査ヲ立會ハシメルト云フコトデアリマセウガ、ドウモ巡査

ガ立會シテモ司法警察官ノ取調ニ對シテ、監視ノ役ニモ立ツマ

イト思ヒマスガ、何カ外ノ人ヲ立會ハセルト云フヤウナ工風

ハ無イノアリマセウカ

○林政府委員 判事檢事ヲ訊問スルニハ、裁判所書記ガ

立會フト云フコトニナツテ居リマスガ、ソレトノ釣合カラ申シ

マシテモ、司法警察官ガ訊問スルコトニ司法警察吏ガ立會

フト云フコトハ、差支ナカラウト思ヒマス、要ルニ訊問者被

ナ處ニハ書記見タナ者ガ無イカラ、已ムラ得ズ司法警察

吏ヲ立會ハセルト云フ趣意アゴザイマスカ

○宮古委員 司法警察官ノ居ル處即チ警察署ト云フヤウ

ナ處ニハ書記見タナ者ガ無イカラ、已ムラ得ズ司法警察

&lt;p

テ惡イトニ云フコトガアリ、却テ警察吏ヲ立會ハセヌ方ガ宜  
ト云フ實例ガ頗ル多イ、何故カト云フト其立會ヲ巡査ガ人  
權踩躡ヲヤル、警察吏ガ訊問スルトキ、側ニ附テ居ル巡査ガ  
言テシマヘトニ云フヤウナ事ヲ言フ、司法警察官ノ居ルトキ  
ハ憚ルカ知ラヌガ、居ラストキハ、殴ツタリ蹴ツタリ色ニナ事ヲ  
スル、司法警察吏ヲ立會セル爲ニ、人權踩躡ガ行レルト云  
フ實例ガ多イノデアリマス、是ハ御承知ノ無イコトカ知リマ  
セヌガ、其様ナ事モ行ハレテ居リマスカラ、先刻何カ之ニ代  
ルモノガアルナラバ、ソレニ立會ハシタ方ガ宜イデハナイカト  
申シタノデ、サウ云フ點ニ付テハ、訓令デモ出シ、訓誠ヲ加ヘ  
間違ノナイヤウニシテ戴タイト思ヒマス

○林政府委員 今御話ノヤウニ、若シ訊問ヲスル際ニ、言ッ  
テシマヘトニ云フヤウナ事ガアリト致シマスレバ、是ハ本案ノ趣  
意ニ明白ニ反シテ居リマス、事實實施ノ曉ニハ、其様ナ事ハ  
ナイト思ヒマス、サウ云フ亂暴ナ事ヲシテ、殴ツタリ蹴ツタリト  
云フヤウナ事ハアルマイトハ存ジマスガ、若シアリトスレバ、刑  
法上ノ犯罪デアリマスカラ、サウ云フ事ノ無イヤウニスキハ  
勿論デアリマス、事業實施ノ際ニハ、此法案ニ關シテノミナ  
ラズ、他ノ點ニ關シテモ、必要ナルコトハ訓令其他ノ方法デ  
本案ノ精神ヲ發揮スル積リデアリマスカラ、其點ノ御注意  
ハ謹シテ拜聴致シマス

○黒住委員 現行法ニハ國語ニ通ゼザル被告ノ通辭ニ關  
スル規定ガアリマスガ、本案ニハ其規定ガ無イヤウデスガ、何  
所カニアリマスカ

○林政府委員 其點ハ第十五章ニ通譯ト云フ章ヲ別ニ  
置キマシテ、之ヲ適用致シマス

○鵜澤委員長 ソレデハ今日ハ是デ閉會致シマシテ、次會  
ハ二十五日午前十時ト定メテ置キマシテ、若シ其前ニ開ク  
ヤウナコトガアリマスレバ、公報ヲ以テ御通知致シマス

午後零時六分散會

大正十一年二月二十五日印刷

大正十一年二月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局